

丹波篠山の子ども食と健康を考える会 規約

第1条（会の目的）

本会は、丹波篠山市内の子育て中の世帯を中心に困りごとや課題を調査し、それらを解決に導く取り組みを行うことを目的とする。また、子どもたちの安心安全な食と居場所づくりを支援することも目的とする。

第2条（名称）

本会の名称を以下のとおりとする。

丹波篠山の子ども食と健康を考える会

第3条（設立日）

本会の設立日を以下のとおりとする。

2020年6月23日

第4条（事務局所在地）

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする

〒669-2413 丹波篠山市畑市 249-1

第5条（会員）

1. 本会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする
2. 入会しようとするものは所定の入会申込書を提出し、実行委員会の承認を得るものとする。
3. 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を提出しなければならない。
4. 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この規約に違反したとき
 - (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第6条（役員）

本会に以下の役員を置く。

代表 1名
会計 1名
監査 1名

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第8条（総会）

1. 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2. 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員を選任又は解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
3. 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
4. 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（実行委員会）

1. 実行委員会は代表が招集する。
2. 実行委員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
3. 実行委員会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
4. 実行委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第10条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日～翌年3月31日とする。また、会計年度についても同じとする。

第11条（規約改正）

この会則は、総会において、出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は別紙の会員とする。
2. 本規約は、丹波篠山の子どもの食と健康を考える会の設立日である2020年6月23日より施行する。

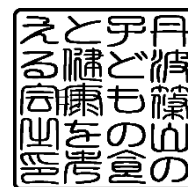
この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

2020年6月23日

〒669-2413 丹波篠山市畑市 249-1

丹波篠山の子どもの食と健康を考える会

代表 中村伸一郎



【別紙】 丹波篠山の子ども食と健康を考える会 会員名簿

氏名	役職	住所
大地 友代		〒669-2333 兵庫県丹波篠山市南新町230 メゾンささやま321
鈴木 克哉		〒669-2211 兵庫県丹波篠山市大沢新144-2
長澤 瑞希	会計	〒669-2823 兵庫県丹波篠山市大山下813-2
中村 伸一郎	代表	〒669-2413 兵庫県丹波篠山市畑市249-1
西尾 雅子	監査	〒669-2455 兵庫県丹波篠山市宇土65-21